

岡山市における被虐待児童死亡事例検証報告書の概要

【検証の目的】

平成23年3月、岡山市で発生した被虐待児童死亡事例について、事実の把握、発生原因の分析等により児童虐待事例としてあらゆる角度から問題点・課題を整理し、今後、岡山市が再発防止に向けて努めるべき必要な事項について提言を示すため、岡山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇部会において、8回の検証を行った。

【事例の概要】

岡山市に住む母親が、平成23年2月28日午後8時頃、自宅において長女（本児）を全裸にし、ビニールひもで両手首と両足首を縛り、浴室の洗い場に立たせて、約5時間にわたり放置した。

翌3月1日午前1時15分頃、浴室で倒れている本児を発見した母親が「娘が風呂場で死んでいる」と警察に通報。本児は市内の病院に搬送されたが、同日午前3時5分頃に低体温症で死亡。

【世帯の状況】

本児 16歳 高等支援学校1年

実母 37歳 パート

※ 平成18年頃から本児と母親の二人暮らし。父親とは長期間別居中。

※ 年齢は平成23年3月1日現在

【事実を確認する中で見えてきたことがら】

時系列に沿って「児童の支援」「保護者の支援」の2つの視点から事実関係を検証する中で、つぎのようなことがらが見えてきた。

○ 相談の始まり

本児が中学に入るまでの間に、発達検査等のため児童相談所へ5回来所しており、児童相談所は母親が本児の障害に理解を示していると捉えていた。しかし、母親は本児の社会適応や学力強化に過度の期待を持っていたと思われる。

発達障害の特性や、将来的に予想される対応の困難さなどについて、説明を行っていたが、発達障害問題について、総合的なガイダンスを行い、理解が不十分な場合にはより丁寧な説明を行うなどして、母親の障害理解を深めるような継続した支援をする必要があった

○ 小学校高学年

成長に伴い次第に言うことをきかなくなった本児に対し、母親は子育てに対する不安が大きくなっていったと思われる。

まだ、支援機関との良好な関係が維持されているこの時期に、母親に対して本児への障害受容や将来の見通しなど先を見据えた支援についての理解を求め、専門の医療機関との連携をはじめ、より具体的に幅広い支援のあり方について母親に知らせておくことが必要であった。

○ 中学校（虐待通告時）

中学2年の虐待通告時には、母親の本児に対する強い期待が見受けられ、障害の特性を伝えても受け入れず、学校や児童相談所に対して、拒否的な態度を示すようになってきた。

本児のけがの状況などを考えると、児童相談所は、子どもの支援のため、母親の気持ちを受け止めながら、この段階で母親のしていることは不適切教育であり虐待であることを何らかの形で知らせるとともに、母親の気持ちを受け止め、支援機関への拒否感が強くなりつつあることを踏まえて母親への支援のあり方を改めて考えていくことが必要であった。

○ 中学校（県から市へケース移管）

平成21年2月、母親は本児の問題行動がおさまらず、自ら児童相談所に電話をしている。児童相談所は一時保護を念頭に今後の支援を検討したが実行にはいたらなかった。その後、岡山市が政令指定都市に移行したことに伴い、県の児童相談所から市のこども総合相談所へケース移管される。

自ら支援を求めてきたという母親の困り感をしっかりと受け止め、支援のあり方を検討したうえで、状況に応じて毅然とした対応をしていくことが必要であった。また、ケースの引き継ぎに当たっては、現状をしっかりと把握したうえで、課題や要点の整理を行うなど、今後の支援に向けての全体評価を踏まえたうえでの具体的な方策の引き継ぎが必要であった。

○ 中学校（医療機関へ入院）

本児は、中学3年の8月に、過食・盗食を主訴としてA医療機関に入院しており、この時A医療機関の求めにより、関係機関による会議を開催しているが、こども総合相談所にはA医療機関の持つ虐待の危機感が十分伝わっていなかった。

こども総合相談所と医療機関とは、その役割や機能等から本児に対する受け止め方や態度に違いがあり、会議の位置づけや情報の捉え方などに認識のずれがあった。入院による母子両者への治療的対応が深められれば、虐待回避においてひとつの重要な展開があったと考えられるため、この時点でこども総合相談所が、自らの役割を理解して情報を分析し主体的に対応し連絡を取り合うことが必要であったと考えられる。

○ 高等支援学校

こども総合相談所は、平成23年2月上旬に虐待をうかがわせる連絡を学校から受けていたが、当初は差し迫った状況とは捉えておらず、22日の学校訪問時に本児の深刻な状況を把握し、虐待通告として受理している。

これまでの本児と母親との関わりの状況等を勘案すると、こども総合相談所は学校からの連絡を敏感に受け止め、親子関係の悪化・虐待のエスカレートなど最悪の事態を想定して、虐待通告の後には、速やかに行動すべきであった。

○ 事件当日

母親は、A医療機関、学校、こども総合相談所に相談したいと電話をしている。

こども総合相談所は、支援方針を立てていたが、組織的に支援方針を共有できておらず、危機意識にも欠けていたため、支援機関に対して拒否的な母親が電話してきたということの意味を受け止めることができなかった。この時点で、母親の気持ちに何らかの変化があったと感じて重く受け止め、支援に結びつける機会として丁寧な対応をする必要があった。

【問題点・課題】

1 危機管理のあり方

児童・保護者への評価・分析や情報収集、支援方針決定・実行等のそれぞれの過程で、こども総合相談所の職員一人ひとりが、ケース対応において最悪の事態を想定し、児童の危険を感じ取る鋭敏な感覚を持つとともに、組織としても危機管理意識を持った支援が不十分であった。

(1) 児童の命を守るという意識

常に児童の命を守るという視点から、危険につながる情報を敏感に捉えて、適切な危機管理を行うことが必要である。

(2) 支援の機会を逃さない迅速な対応

児童の成長に伴い変化する問題やその時々親子関係の変化等に対して、危機管理意識をもって、機会を逃さずに迅速で丁寧な対応をすることが必要である。

2 評価や支援のあり方

本事例は、長期間にわたる支援が必要なケースであったが、こども総合相談所は、虐待の視点から全体像を的確につかみ、明確な支援方針を立て、進行管理をする中で、時々の変化に応じて再評価をおこなうことが不十分であった。

(1) 児童や保護者の評価からケースの全体像をつかむ

児童や保護者の諸特性を的確に評価し、総合的に虐待事例を評価し、全体像をつかんだうえで支援を行う必要がある。また、全体像をつかんだうえで、ケースの支援状況について進行管理することが必要である。

(2) 発達障害のある児童への支援

発達障害のある児童には、できるだけ早い時期に児童の障害の特性に基づいた支援を行うことが必要である。

同時に、保護者に障害受容や、児童の障害の特性等についての理解を進める支援をすることが必要であり、障害児を持つ親として子育ての悩みや将来への不安等も大きいことを考慮して、保護者を孤立させない支援が必要である。

(3) 長期的な視野に立った支援

障害がある児童の支援にあたっては、親子関係を良好にする支援や、言動に変化の見られやすい思春期を親子ともに乗り越えるための支援をすることが重要であり、そのためには、将来的な児童の自立を見据えた長期的な視点を持ち、保護者との信頼関係を構築し、適切な時期に必要な支援をすることが必要である。

また、障害児の高等支援学校卒業後の自立に向けては、一時保護後に親子関係の再統合が困難な場合もあることを想定して、支援方法を考えておく必要がある。

(4) こども総合相談所内での情報共有

様々な角度からよりよい支援の方向性を探りながら適切な支援をしていくためには、児童や保護者の評価や支援方針決定・実行の経緯等の詳細を記録に残し、ケースの引き継ぎを含め、日常的に情報共有をすることが必要である。

3 関係機関との連携のあり方

こども総合相談所が、関係機関からの情報を敏感に捉え、明確な支援方針を持ち、中心となって関係機関をつなぎ、それぞれの関係機関が、特長を活かし、積極的に自らの役割を果たせるようにコーディネートすることが不十分だった。

(1) こども総合相談所が中心となったコーディネート

虐待ケースであるからこそ、こども総合相談所が中心となり、積極的に情報収集に努め、関係機関がそれぞれに役割分担をして連携して、児童にとって適切な支援を進めていけるように、コーディネートする必要がある。

(2) 関係機関間の危機意識の違いを意識した連携

こども総合相談所は、関係機関間にケースの危険度に関する受け止め方の違いがあることを自覚したうえで、関係機関からの報告内容から、虐待の深刻さや危険度を把握する努力が必要である。

そのうえで、支援にあたっては、関係機関から事実の背景や要因についての所見や評価、児童や保護者に対する思いを聴き取り、迅速で適切な対応をする必要がある

【再発防止に向けた提言】

1 児童虐待に関わるあらゆる関係機関の対応

* 児童の視点から、児童の安全確保を最優先に考える。

* 些細なリスクの積み重ねや状況の変化が重大な事態を引き起こすかもしれないという虐待

に関する危機管理の感覚や感性を磨く。

*様々な形で現れる児童や保護者からのSOSをキャッチし、タイミングを逃さず対応し適切な支援に努める。

*児童や保護者を多面的に理解・評価し、関係機関間の情報収集や提供による情報の共有に努める。

2 こども総合相談所の対応力の充実

(1)危機管理意識を持った迅速な対応

- 虐待情報・通告への適切かつ迅速な対応
- 48時間ルールの遵守
- 保護者が相談を求めてきた機会を逃さない

(2)評価や支援のあり方について

- 評価方法の工夫
- 多面的な支援
- ケースの進行管理の改善
- 再評価
- ケースの引き継ぎの工夫

(3)関係機関との連携のあり方

- こども総合相談所のコーディネート機能の強化
- 情報共有・連絡

(4)組織体制の強化

- 個人担当制の見直し
- 人員配置の工夫
- スーパービジョン（指導者による専門的助言）体制の充実
- 職員の資質向上・研修

【まとめ】

本事例においては、発達障害をもつ本児の成長に伴い子育ての困難さが顕在化し、それと共に母親の支援機関に対する拒否感が強くなり、虐待状況も潜在的に進行していった。母親との信頼関係が築きにくかったことから、こども総合相談所は本児の問題行動についての十分な要因分析が行なえず、虐待についての適切な支援方針を定めることができなかった。

しかしながら、支援困難な状況があるからこそ、虐待通告があったときをケースへの支援の機会として敏感に捉えるとともに、支援方針にもとづき組織的に対応する必要がある。その際、児童の身体生命の安全を何よりの優先事項として迅速に行動し、状況によっては毅然とした対応を行う必要があった。

また、他機関との連携においては、こども総合相談所が要となり、それぞれの機関の感度の相違も十分認識したうえでのコーディネートをしっかりと行うことが必要であった。

こども総合相談所は、対応の不十分さも含め、本報告書の中で指摘した点を真摯に受け止め、そのうえで提言に基づき、具体的な改善を図る必要がある。

人材の育成を図ることはもちろんであるが、組織のあり方をしっかり見直し、様々な事例に柔軟に対応できる組織力の向上に努めてもらいたい。